

国公立高等学校等に通う方への支援

高等学校等就学支援金

各家庭で納付すべき**授業料**を支援する国の制度です。認定されれば授業料が**実質無償**となります。

◆**支援額** 授業料相当額を支援（支援限度額と授業料は同額となります）

	月額・単位額（上限）	支給期間
全日制	月額9,900円	36ヶ月まで
定時制（単位制以外）	月額2,700円	48ヶ月まで
定時制（単位制）	1,740円／1単位	74単位または48ヶ月まで
通信制（単位制）	336円／1単位	74単位または48ヶ月まで

◆国立高校等の就学支援金については、内容が異なりますので在学学校へお問い合わせください。

◆**対 象**

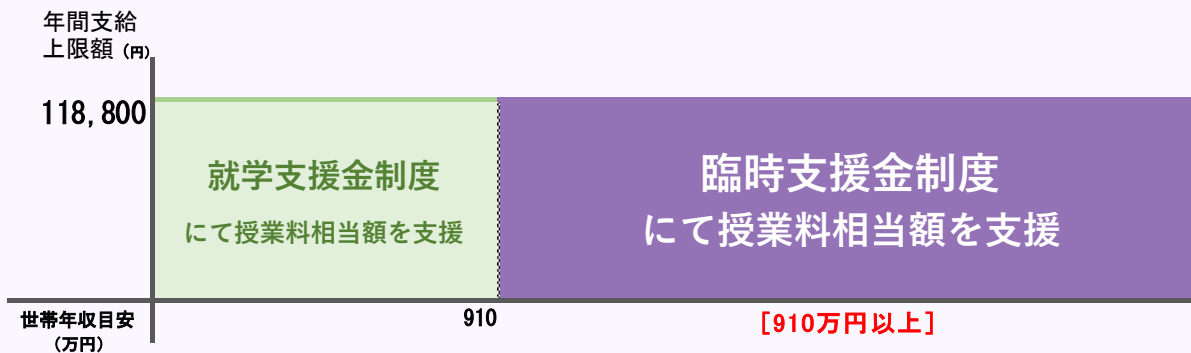
保護者等の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合算が**304,200円**未満の世帯
※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。

おおよその目安 両親の一方が働き、高校生と中学生の子がいる4人家族の場合で、年収約**910万円**です。

令和7年度より、上記合算額が**304,200円 以上の方**についても
授業料を支援する「高校生等臨時支援金制度」が創設されました

高校生等臨時支援金

高等学校等就学支援金に申請した結果、
年収約910万円以上世帯と判定された方を対象に、各家庭で納付すべき**授業料**を支援する国の制度です。認定されれば授業料が**実質無償**となります。



※世帯年収は「両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合」の目安であり、家族構成などによる各種控除により区分が変わることがあります。

◆**対 象** 奈良県内の公立高等学校等に在学する生徒

※ただし、高等学校等を既に卒業したことのある生徒や、全日制課程で3年（定時制・通信制課程は4年）を超えて在籍している生徒（以前に在籍していた高等学校等がある場合はその期間も含める）は対象となりません。

※原則、高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行いますので、就学支援金の申請は必ず行ってください



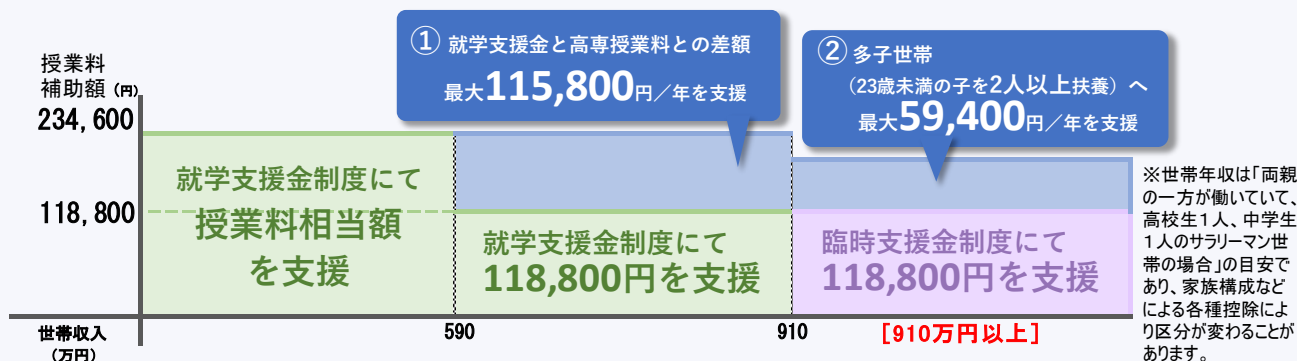
授業料軽減補助金

奈良県内在住の保護者等の授業料負担を軽減するため、就学支援金と臨時支援金の支援額では**授業料が実質無償にならない世帯**に対して**授業料**を支援する県の制度です。

- ◆対象
- ・ **奈良工業高等専門学校**に通う生徒
→その他の国公立高校に通う方は、就学支援金及び臨時支援金で授業料が実質無償となるので対象外
 - ・ 奈良県内に保護者等が在住している世帯

◆支援額

①	世帯収入590万円～910万円未満の世帯（就学支援金との併用可）	最大 115,800円
②	世帯収入910万円以上の多子世帯 （臨時支援金との併用可） （23歳未満の子を 2人以上 扶養）	最大 59,400円



高校生等奨学給付金

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、支給要件を満たす低所得世帯等に対し、**授業料以外の教育費**負担を軽減する制度です。

対象世帯	支給額（年額）
①生活保護受給世帯 （ 生業扶助 が措置されている世帯）	全日制等 32,300円 通信制も同上
②非課税世帯	全日制等 143,700円 通信制 50,500円 専攻科
※【専攻科の生徒のみ】 世帯年収270～380万円世帯 ／ 世帯年収380～600万円の多子世帯	専攻科 10,100円

- ◆申請方法
- 学校によって**申請方法が異なります。募集開始時期になれば各校よりお知らせしますので、**学校の定める期限**までに学校の指示にしたがって申請してください。

- ◆対象
- 7月1日現在の状況が次のすべてに該当する世帯
- ・ 保護者等が**奈良県内に住所を有している**こと ※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
 - ・ （専攻科以外について）保護者等**全員**の道府県民税及び市町村民税の**所得割が0円**（非課税）、または**生活保護受給世帯**（生業扶助）であること
 - ・ 高校生等が高等学校等就学支援金の支給（授業料支援）を受ける資格を有する者であること
（高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校専攻科修学支援金の補助対象となる者も含まれる。）
 - ・ 平成26年度以降の入学者であること



(※将来返還が必要です。)

◆貸与を受けられた奨学金は、卒業後、**所定の期間内に返還していただきます**。これらの返還金は、次の高校生たちの奨学金として活用されます。将来の返還見込み等も考慮のうえ、**計画的にご利用ください**。
(約束の期間内に返還されない場合は、延滞金が加算される場合があります。)



その他の教育支援資金

高等学校等奨学金制度以外の、奈良県における公的な教育支援資金については、下記のとおりです。各自の実状やニーズにあった制度を選択し、有効にご活用ください。

なお、いずれも無利子の貸与制度であり、**返還が必要**です。また、高等学校等奨学金制度を含めて**各制度の相互の併用はできません**。

各制度の詳細については、それぞれの問い合わせ先へご確認ください。

資金名	募集時期	貸与期間	問い合わせ・申請先		
生活福祉資金貸付制度 【教育支援費】	随時	修学期間中	市町村社会福祉協議会 又は、 奈良県社会福祉協議会 生活支援課		奈良県社会福祉協議会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 (電話0744-29-0100〔代表〕)
福祉系高校修学資金 貸付制度	年1回	修学期間中	在学する学校 又は、 奈良県社会福祉協議会 生活支援課		
母子父子寡婦 福祉資金	随時	【修学資金】 修学期間中	お 住 ま い の 地 域	奈良市	奈良市 子ども育成課 (電話0742-34-5042)
		大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 山辺郡 生駒郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡		奈良県 中和福祉事務所 (電話0744-48-3020)	
		五條市 宇陀市 宇陀郡 吉野郡		奈良県 吉野福祉事務所 (電話0746-32-5315)	
【就学支度資金】 一括					

生活福祉資金貸付制度

所得基準： 生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで

申込窓口： 市町村社会福祉協議会

対象校： 高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、
特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）

申請書類： 申込書、所得証明書、在学証明書、合格通知書（写）、民生委員意見書、市町村社協意見書、住民票等

※外国籍の方は、特別永住者・定住者のみ。

※返還期間：10年以内

資金名	内容	貸付限度額
教育支援費	就学するのに 必要な経費	18,000円（月額） ※公立高校・自宅の場合

※特に必要と認める場合は、上限額の1.5倍まで貸付可能

※学校種別、通学方法により貸付限度額が異なります。

※生活保護世帯は別途貸与額

福祉系高校修学資金貸付事業

貸付対象者： 介護福祉士の資格取得を目指して福祉系高校に在学する

- ① 卒業後、県内の施設・事業所で介護職員等の業務に従事しようとする意思がある。
- ② 学校長の推薦がある。
- ③ 他の都道府県から同様の修学資金の貸付を受けていない。

申込期限： 学校担当者へお問い合わせください。

※7月初旬に学校を通じて貸付可否連絡。毎年7月末、指定口座へ振込。

募集人数： 15人程度（予定）

返 還： 卒業後、1年以内に介護福祉士登録し、県内で介護職員等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除。

資金名	貸付限度額
修学準備金 （入学金を除く）	3万円
介護実習費	3万円（年額）
国家試験対策費	4万円（年額）
就学準備金	20万円（卒業時）

※貸付期間：正規の修学期間

※貸付利子：無利子

母子父子寡婦福祉資金

貸付対象者： 配偶者のいない女子（男子）で現に児童（20歳未満）を扶養している者またはその児童等

所得基準： なし

特記事項： 第三者の連帯保証人が必要

申請窓口： お住まいの地域の福祉事務所等

対象校： 高等学校、高等専門学校、
中等教育学校（後期課程）、
特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）

申請書類： 申請書、在学証明書または合格通知書（写）、
戸籍謄本、住民票謄本、保証人所得証明書等

※返還期間： 卒業後6ヶ月を経過した後、10年以内

貸与限度額

資金	区分	自宅通学	自宅外通学
修学資金	高校	国公立	27,000円
		私立	45,000円
	高等 専門学校	国公立	31,500円
		私立	48,000円
就学 支度資金	高校	国公立	150,000円
		私立	410,000円
	高等 専門学校	国公立	410,000円
		私立	580,000円

※修学資金は月額。就学支度資金は一括。

※修学資金は連帯保証人を立てた場合の限度額。

※生活保護世帯は貸付限度額が異なる。

※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額。